

議第 1559 号

金沢市新保町地内における特殊建築物の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、金沢市新保町地内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m ²)	摘要
					主要用途（処理能力）
環境開発株式会社	金沢市 新保町	ラ 11 番の 一部 外 17 筆	宅地、 雑種地、 山林ほか	41,675.00 m ²	焼却施設(既存施設活用) ・ 廃 PCB 等、PCB 処理物 (廃油に限る) 4.8kL/日 ・ PCB 汚染物、PCB 処理物 (廃油を除く) 10.32t/日

【理由】

環境開発株式会社は、昭和 47 年の設立以来、申請地において一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分を行ってきている。

今回、既存の焼却施設を活用して、低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理を行い、環境負荷の低減に寄与するものである。

当施設は、都市計画区域内の市街化調整区域に位置し、土地利用計画との整合、搬入路の確保等がなされるとともに、周辺住民への説明、関係機関との調整が終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第 51 条ただし書の規定により敷地の位置について付議するものである。